

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、同法施行規則第11条第2項に基づき届出等の要旨をお知らせします。

店舗名称	ミスターマックス野芥店
所在地	福岡市早良区野芥四丁目48番37号
建物設置者	有限会社大穂商事 代表取締役 大穂智子 福岡市早良区野芥四丁目22番3号
変更届出の要旨	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前9時 (変更後) 午前8時 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時30分～午後9時30分 (変更後) 午前7時30分～午後9時30分
変更年月日	令和8年5月1日
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	【縦覧場所】 福岡市経済観光文化局経済政策課 福岡県中小企業振興局中小企業経営支援課 【縦覧期間】 令和8年5月12日から令和8年9月12日 【意見書の提出先】 福岡市経済観光文化局経済政策課

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画

熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル1F

TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283